

電波オークションに関する論点 (1/2)

A.T. カーニー 吉川

■基本編

- オークションの目的は？ （より効率的な電波の利用促進、国庫収入アップ 等）
- オークション収入の使途は？ （電波利用の再編成支援等の特定財源、一般財源 等）
- 入札対象とする権利は何か？ （不動産にたとえた場合、「定期借地権」そのもの、「定期借地権の行使時期を早める権利」等）
- オークションで競うパラメータは何か？ （「定期借地権」価格、周波数利用に伴う売上の「消費税率のパーセンテージ」 等）
- オークション実施後、通常の電波利用料も支払うのか？
- 免許期間は何年にするのか？
- 「勝者の呪い」といった状況は回避できるか？
- 談合の排除、取引の透明性は担保されるか？
- 応札者が支払うお金は「費用」なのか「資産」購入代金なのか？
- 二次市場を設けるのか？
- オークションによって入手した周波数を利用して携帯電話サービスを提供する場合も、従来と同様に接続義務、ドミナント規制を課すのか？

電波オークションに関する論点 (2/2)

■応用編

- 通常のオークション（既存利用者がいない場合）と周波数再編支援のオークション（既存利用者がいる場合、米国におけるインセンティブ・オークションがそれに相当）をどう位置づけるか？
- 周波数再編支援オークション特有の課題にどう対処するか？
 - そもそも、再編に要するコストと、電波の利用価値は必ずしも一致しないが、そのギャップはどう埋めるのか？
 - オークション収入<再編コスト の場合は？（そもそも再編なし、差額を国庫負担等）
 - オークション収入>再編コスト の場合は？（差額は既存利用者側の収入、差額は国庫納付等）
 - オークションにおけるお金のやりとりに国が関与するのか、既存利用者側と新規利用者側との二者間の取引とするのか？
 - オークションの価格に上限や下限は設けるのか？ 複数応札者が上限または下限に張り付いた場合、どうするのか？